

監視カメラ 安心と人権の共存を図れ

弁護士 市川清文

「監視する社会」をテーマとする橋爪大三郎・東工大教授と小倉利丸・富山大教授の「対論」(本紙8月29日付朝刊)を読んだ。

「安心を確保するために監視カメラは必要な手段だ」とする橋爪氏に対し、小倉氏は「カメラの存在が不安心理をますます刺激する」と主張する。

監視カメラの配備、イコール監視社会化の進展との見方が一般的だが、そうさせない手立てがあり得るのではないか。すなわちカメラの設置・利用に関するルールを社会で確立し、システムを整え、それによって乱用を防ぐ道である。

長崎市で起きた男児殺害事件で、監視カメラの映像が「犯人」の特定に役立ったことは否定できない。盗んだキャッシュカードなどを使って現金自動出入機(ATM)から他人の預貯金を引き出す行為や、いわゆるコンビニ強盗の検挙などでも威力を発揮している。そして威力を発揮すればするほど犯罪の抑止力も期待でき、この先、カメラの配備と利用が一層進むのは避けられない。

とすれば、誰が、何のために、どんな手順に従って監視カメラの映像を利用できるかをきちんと取り決

め、カメラがもつ利点と個人の自由や人権との調和を目指すことが何よりも求められる。

その具体的内容を考えるにあたってまず考えるべきは、収集した映像を簡単に見られるようにはせず、事件が発生して捜査の必要がある場合に、一定の手続きを経て初めて利用できる仕組みにするとということだ。

私はその際、裁判官の許可を得るのが妥当だと思う。時として個人のプライバシーまでのぞき込む監視カメラの利用は一種の強制捜査とも言えるので、憲法が定める令状主義を適用するのがふさわしいと考えるからだ。

国や自治体が設置する監視カメラの映像を収集・管理する独立機関として、国民映像管理庁(仮称)を設置し、各都道府県に出先機関を置く。映像を利用する場合は、令状に基づいて同庁から提供を受ける。民間の監視カメラについても、規模や目的に照らして公共性が認定されるものは管理責任を明確にする。

もちろんこれにも令状主義を適用し、違法な使い方をした場合は管理者の責任を問う。映像を警察に提供した場合、個々の管理者は管理庁に報告する。同庁は

白書などを発行して映像の管理・利用状況を国民に開示する一方、その活動をチェックする組織として国民映像オンブズマン(仮称)を設ける。

行政の合理化が叫ばれてはいるが、こうしたシステムがあってこそ、犯罪の抑止・捜査と国民のプライバシー保護との両立が図られるのである。

憲法は、基本的人権は最大限尊重され、合理的な理由がなければそれを制約することはできないと定めている。その基本的人権を侵害する恐れがある監視カメラの利用に対し、適正手続きを義務づけることは憲法上の要請とも言える。

その意味で、警察に直結し、運用について適切な第三者のチェックを受けない東京・歌舞伎町などの監視カメラは憲法違反の疑いがあると考えられ、主要な道路を通過する自動車のナンバーを自動的に撮影しているNシステムも同様、と指摘せざるを得ない。

増え続ける監視カメラと共存していくには、それにふさわしい制度を早急に整備することが必要だ。